

大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例及び大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 令和6年4月1日から水道行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴い、所要の改正を行います。
 - ・厚生労働省が所管していた生活基盤施設耐震化等交付金の一部が、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金に移行されたため、所要の改正を行います。
 - ・水道法施行令及び同法施行規則が一部改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格が見直されたことに伴い、所要の改正を行います。

- 3 この条例は、公布の日及び令和7年4月1日から施行します。